

第四号

職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について

職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の高齢者部分休業に関する条例（平成十七年徳島県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「期間は、五年」を「年齢は、職員の定年等に関する条例（昭和五十九年徳島県条例第四十一号）第三条本文に規定する年齢（同条第一号に掲げる職員にあつては、同号に定める年齢）から五年を減じた年齢」に改め、同条に次の一項を加える。

- 3 法第二十六条の三第一項の規定により職員が申請をする場合において、当該申請において示す日は、前項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の四月一日以後の日でなければならない。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、高齢者部分休業の対象となる職員の年齢を条例で定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。